

第6日

令和6年9月9日（月）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、5番仲山寛議員の質問を許可します。5番仲山寛議員。

（5番仲山 寛君登壇）

○5番（仲山 寛君） 皆様、こんにちは。5番議員、仲山寛でございます。昼食後の眠い時間帯ではありますが、しばしお付き合いをお願い申し上げます。

公私ともお忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

大変心配されました台風10号の接近により大きな影響が懸念された中、最接近したにもかかわらず、さほど大きく影響を及ぼさなかったことは大変安心をしています。9月、10月の自然災害、特に台風災害は、農業生産者はもちろんですが、日常生活への影響は大変大きなダメージをもたらす懸念は大きく、今後も予断を許さない時期でもありますので、みんなで情報を共有し、早めの準備を心がけたいと思います。

今回の一般質問は、前回質問をさせていただこうと思って時間が足りなかった農業問題を中心にお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、質問席にて質問を継続いたします。

（5番仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員。

○5番（仲山 寛君） 農業の施策の質問については、毎回、生産状況について共有させていただくために質問をさせていただいています。御了承ください。

特にこれから収穫期に入りますし、主食である米の登熟期でもあります。また、今年は害虫、特にカメムシの異常な発生が報道されています。そのことも踏まえてよろしくお願いをいたします。

まずは、8月30日の台風被害がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 台風の被害でございます。現時点で確認できております台風10号の農業関係の被害速報についてなんですが、まず、水稻につきましては、山間部で一部倒木が見受けられましたが、今後の収穫には大きく影響しないと思われております。

果樹につきましては、梨の落葉がありまして落果が僅かに見受けられ、柿の落果等の被害はほぼないようですが、一部枝折れが見受けられました。

そのほか、ハウス施設におきましては、市内全域で大きな被害はないようであります。

農地に対する被害も大きな報告は受けておらず、全体的には心配していたほどの被害はなかったと捉えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。大変安心をしております。

次に、果樹・野菜の生産状況と生産価格について教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 令和5年産の主な野菜・果樹について御説明申し上げます。

まず、青ネギについてでございます。昨年の夏場は7月豪雨災害の影響や高温による倒木により出荷量が減少したものの、コロナの5類移行による飲食店の消費増などに伴い、販売金額も前年から0.9%の約2,000万円の増となりました。

紅たでにつきましては、コロナ禍などにより販売低迷が続いておりましたが、宿泊、観光業やインバウンド需要の回復により、過去3年を上回る相場で推移いたしまして、販売金額は前年から14.2%の約3,400万円の増となりました。

柿につきましては、大雨後の猛暑によりやや小玉、着色遅れの傾向となり出荷量が減少した農家もありましたが、好天続きであったため糖度も高く、高品質な仕上がりとなっております。推進しております販売単価の高い秋王につきましても、約62トン超えの出荷量となりまして、柿全体で見ても、販売額は前年から7.3%の約6,500万円の増となりました。

また、梨については秋月、新高、新興につきましては、猛暑により水分が多い果実として需要が高かったものの、幸水、豊水が夏場の高温による小玉や黒星病の多発のため出荷量が減少し、販売額は前年から11.7%の約4,500万円の減となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。まだまだ厳しいものがあると思います。

夏場は皆さんも御承知のとおり、非常に高温で雨も少なく、野菜の価格高騰が続いています。また、今年度はカメムシが多く、果樹への被害が見受けられます。これらの状況と原因について伺いをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは価格高騰等につきましては、長引く円安の影響や肥料、資材、燃料価格が高止まりしておりますけれども、農作物についてはなかなか価格への転嫁が難しいと言われていたところでございます。しかしながら、今年度に入ってから、産地での大雨や猛暑などの天候不順による生育不良や収量低下によりまして、野菜の品薄の状態が続いていることから、野菜の価格高騰につながっているものでございます。

また、カメムシの発生でございますけれども、福岡県では、果樹カメムシ類が例年より早い時期からの発生が見られ、発生量は多いというふうな5月と7月に注意報が発表されました。一般的にカメムシが大量発生しております理由は、地球温暖化により冬の気温が高くなったことで、越冬するカメムシの数が増加したこと、主食である杉やヒノキの実が昨

年は豊富だったことが原因と言われております。

現時点で朝倉市内における大きな被害は報告を受けておりませんが、果樹カメムシ類は柿や梨などの果汁を吸うと商品価値が失われるため、適切な薬剤散布や袋掛けを徹底するよう呼びかけを行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。カメムシにつきましては、大変生産者の方たちも心配をされております。

次に、米、麦、大豆について、令和6年産の状況をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、令和6年産の米について説明いたします。田植え期以降の断続的な降雨により、深水、「深い水」ですけれども、深水になった影響で、スクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシの食害が多かったということであります。また、梅雨明け以降の高温・多照により出穂が早まり、収穫も平年並みからやや早い見込みであるとのことであります。なお、生育に関しましては、病害等の大きな問題はなく、おおむね順調であるということでございます。

次に、大豆につきましては、播種後の降雨により、一部の圃場では出芽不良が発生し、まき直しが行われました。今年は猛暑の影響で圃場が極端に乾燥したため、出芽不良や生育抑制、枯死が発生した圃場もあったとのこと。播種の遅れに加え、乾燥により生育量はやや少ない状況とのことでございます。

刈取りの終わった麦については、9月中旬には収量が確定するところではありますが、大麦、小麦、はだか麦とともにここ数年で一番悪い状況であると見込まれております。これは、2月以降、降水量が多く高温が続いたことによる湿害や病害の発生が大きな原因と考えられております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

最近では、報道等において米価の上昇を見聞きいたしますが、これらの状況と原因について分かりましたら教えてください。報道等によれば、2割から3割の上昇であると報じられています。いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 農林水産省におきましては、主食用米の給需給状況を表す指標となります令和6年6月末時点の民間在庫量は、速報値でございますが、前年同期に比べ41万トン減の156万トンとなりまして、統計を取り始めました平成11年以降において、過去最少だったということが明らかになりました。

令和5年産米が天候不順により収穫量が低下したこと、コロナ自粛が明け外食の増加による米の消費量が伸びたこと、また、先月には南海トラフ地震臨時情報が発表された上に、

台風10号が直撃したことで米の買いだめが重なったことも、品薄や価格上昇に拍車がかかった要因と言われております。

農林水産省としましては、米価の上昇局面が続いているものの、前年の収穫分と新米が入れ替わる端境期であり、主食用米の需給は逼迫した状況にはないとして、冷静な購買行動を呼びかけられているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） お米が急に高騰するということは、一見、生産者の方たちはよいように見受けられますが、急騰することにより米離れが進み、逆効果になる可能性があると考えられます。大変注意が必要だと思いますので、その点につきましては、私たちも考えていかなければいけないのかなと思っております。

次に、麦の収益減とその対策について質問をさせていただきます。

令和6年産麦の収量減になった原因についてお伺いをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 一部先ほどの回答の繰り返しになるところもあるかもしれませんが、改めて申し上げますと、令和6年産麦の収穫状況につきましては、昨年度と作付面積は大きく変わっていないにもかかわらず、JAや普及指導センターによりますと、大麦、小麦、はだか麦、いずれも質、量ともにここ数年で一番悪い状況と見込まれております。2月以降の降水量が多く、高温が続いたことによる湿害や病害が発生したことが大きな原因と考えられます。

また、排水管理の徹底と赤カビ病防除を2回行うなどの対応をしていただいたところではありましたが、収量が大きく減少することとなったものでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 令和5年度畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の単価の改定による減額に加え、令和6年産麦の収量減による農家の収入が減少することへの対策についてお伺いをいたします。対策は何かありますでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 令和5年度畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策でございますが、これが減少した理由といたしましては、交付単価の改定に伴い、課税事業者と非課税事業者が区別されるようになったことが大きな要因であります。

単価の減額幅の大きかった課税事業者がほとんどを占める朝倉市では、麦の数量払いだけで、一昨年度から約1億円の減額となっております。それに加え、令和5年産の麦の収量減分としての約4,000万円の減額を合わせますと、約1億4,000万円の減額となっているところでございます。

このゲタ対策の単価は3年間据え置かれることになっておりまして、令和6年産の麦の収量減も確実ということですので、昨年度に引き続き、農家の収入は厳しいものになると

ということが予想されているところであります。

この収入減への対策ということでございますが、市単独での収入減分を補填することは、農業共済などの保険制度への影響があるため難しいかと考えております。このため、市としましては、ゲタ対策についての国への要望を含め、水田活用の直接支払交付金の中の産地交付金におきまして、県設定分である麦の二毛作助成の単価引上げを要望するなどの要望活動によりまして、農家の所得向上につながるよう取り組みたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 朝倉市の基幹産業である農業所得の多くは、米と麦を基軸として、それに野菜、果樹を生産されています。その基軸の麦の減収で1億4,000万円の減収は大変死活問題であります。そのことを十分に市としては認識をしていただいて、特に先ほどお話がありました県への二毛作助成の単価引上げ等の強い要望をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、人・農地プランについてお伺いをいたしたいと思います。

平成24年度に、地域農業の将来の在り方を明確にするものとして制度が開始された人・農地プランから分かる朝倉市の農業の課題についてお尋ねをします。課題は何ですか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、人・農地プランを少し説明させていただきますと、この人・農地プランは、地域の農業者の話し合いに基づき、地域農業の将来の在り方を明確にするものとして、国において平成24年度に制度が開始されたものでございます。その後、令和3年に、より地域農業者の意見を反映させるために、その対象地域の過半数以上の農地について、10年後の耕作意向を確認し、実質化した人・農地プランを作成いたしました。

この中で、農地台帳を元データとしました耕地面積約5,600ヘクタールに対しまして、75歳以上の農業者の耕地面積は1,082ヘクタールとなっております。また、そのうちアンケートで回答のあった75歳以上の農業者で、「後継者がいる」と回答した方の耕作面積は約341ヘクタールにとどまっております。

このことから、朝倉市においても後継者不足が課題であると確認できるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） その課題に向かって、現在、人・農地プランを見直し、地域の農業の将来の姿を示した地域計画の策定に向け、地域での話し合いがなされていますが、地域計画を策定する目的をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） ちょっと背景等も若干触れさせていただきますと、高齢

化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部改正が施行され、地域農業の将来の姿を明確にした、議員が言われましたところの地域計画を令和7年3月までに策定することが法定化されたところでございます。

この地域計画は、地域の話合いにより人・農地プランをさらに発展させ、将来、農地を誰が耕作するのかを示した目標地図を加えることで、地域におけるおおむね10年後の農地の在り方を明確にすることとしており、地域農業を守ることへの意識の醸成と、これまで守り続けられてきた地域の農地を次の世代に着実に引き継いでいき、農地の集約化等を行いながら、地域農業を維持・発展していくことを目的としているものでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今、御説明がありましたけども、令和7年の3月までに策定というところでございます。現時点での地域計画の策定状況を教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 地域計画の策定に当たりましては、昨年11月に農地農業経営に関するアンケートを実施いたしまして、農家の皆様方におおむね10年後の農地利用の意向を調査しておりまして、その結果を基に、農業委員会が農地利用の意向を示した目標地図の素案を今年3月末に作成しているところです。

朝倉市では、地域計画の策定区域を17地区としておりまして、今年4月末から各地区での協議を開始いたしました。1回目の協議は、地域農業の担い手を中心に参加いただき、目標地図の素案を確認しながら、地域農業の現状及び課題、地域における農業の将来の在り方などについて話合いを行ったところでございます。

現時点では15地区で協議を行い、残りの2地区の高木地区と松末地区についても、復旧農地での営農会議におきまして、地域農業の現状や課題についての協議を行っているところでございます。これによりまして、各地区での協議の中で出された意見を取りまとめ、地域計画の案を作成しておりまして、今後、この案につきまして、地区ごとにて説明する場を設けていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） この地域の協議に参加した農家の方々からは、地域計画や会議のやり方に大変不満の声も出ています。市はこの地域計画を今後どのようなものにしたいのか、明確な目標を教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この地域計画につきましては、各種補助事業を受けるに当たっての要件の一つにもされておりまして、今年度末までの策定という期限があることから、その期限までには地域における農業の将来像の大枠として地域計画を策定すること

としております。それぞれの地域での農業の現状や課題を共有し、解決に向けて話し合い、誰がどの農地でどのように耕作していくのかなどを具体的に考えていながら、将来の姿を明確化していくことが重要であると考えております。

このため、今回の計画策定が終わりではなく、計画の策定後も、農業者に限らず地域に関わる幅広い方々が、主体的に一体となって協議を継続していただくことが理想であり、その協議をもって毎年地域計画を見直し、修正していきたいと考えております。

議員がおっしゃいますとおり、今回の地域協議の中では、農家の皆様方から地域計画の内容のことだけでなく、協議の在り方についても様々な御意見をいただいたことから、次に開催する地域計画の案を説明する場合におきましては、コミュニティや区の代表の方にも出席をしていただくことを検討しておりまして、今後の各地区での協議の方法についても話し合いたいと考えているところでございます。

この協議の方法につきましては今後も改善しながら、引き続き、関係機関の福岡県朝倉農林事務所、朝倉普及指導センター、朝倉市農業委員会、福岡県農業振興推進機構、筑前あさくら農業協同組合が連携いたしまして、この計画の精度を高めていきまして、地域の農業が守られるための地域計画としていきたいと考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） まさにおっしゃるとおりだと思います。地域に関わる幅広い方々が主体となり、将来の農地利用の姿を明確にするということ、農業者に限らず地域に関わる幅広い方々が主体的に一体となって、農地利用を協議して協力関係を持ってもらうことが、将来の農地利用の姿です。

もう少しコミュニティを小さくしたり、JA等の関係機関を中心に対策を十分に取っていただきたいと考えています。そのためには、農業法人や社団法人等も視野に入れて協議をしていただきたいと思います。今の現状では絵に描いた餅で計画書が作成されて、将来への展望が望めません。今の農業を打破するあらゆる手段を講じていかなければ、基幹産業である農業を守っていけないと考えています。そのことを十分に考えていただきたいと切に要望をいたします。

次に、企業誘致施策について質問をさせていただきたいと思います。

企業誘致推進事業についてお伺いをいたします。企業誘致推進事業の事業状況についてお尋ねいたします。

企業誘致を推進するに当たり、現在の配置されている職員の体制、その業務内容及び誘致までの流れはどのようになっているか、分かりやすく教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それでは、まずは職員体制について御説明いたします。

市の企業誘致に関する業務は商工観光課が所管しておりまして、会計年度任用職員で企業誘致専任で行っております産業政策マネジャーを1名、そして、企業誘致を担当する職

員は商工労働係長と係員の2名、合計3名体制でございます。

次に、業務内容についてでございますが、産業政策マネジャーは、進出を希望する企業等からの相談や各種調整を専任で行っております。職員2名につきましては、企業誘致推進以外の商工労働関係業務を行いながら、福岡県や不動産業者等からの進出希望企業の照会に対する対応などの業務を行っております。

続きまして、企業誘致までの流れを簡単に説明いたしますと、まず、企業から相談を受けた県や不動産業者等から面積、水、電気、操業開始予定日などの条件に合致する適地があるかという照会がございます。その中で、条件に合致する物件を回答いたしますと、次は詳細な土地の情報や価格、国県道への接道状況、排水経路などの問合せが来ます。その後、候補地の一つとして選定されれば、企業の担当者が現地を確認した上で誘致が決定するといった流れになります。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

続いて、企業誘致状況について、合併後の誘致企業数をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 平成18年3月の合併後の朝倉市における誘致企業数につきましては、まず、新規の進出が17社、移転が7社、拡張が7社の合計31社でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 先ほど話されました企業が求めている企業誘致を行おうとする立地場所、面積等は既に決まっているのですか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 市内の工業団地は、現在、空きがない状況であります。

なお、企業が進出をしてくる際の立地条件につきましては、先ほど申し上げましたもののほか、インターチェンジなどの高速道路へのアクセスに重点を置く場合、また、地下水の湧出量や排水条件を重視する場合、あるいは、希望する規模の居抜き物件の購入により投資額を抑えたい場合など、様々でございます。

また、近隣市町村からの移転であれば、従業員の通勤距離等の観点から、現工場からの距離が遠くならないことなど、企業からの条件は多岐にわたっておりまして、必ずしも造成済みの工業団地等が条件でない場合が多く、条件に合う物件を探し、相手の希望に対応しつつ候補地の選定を行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 市内の大手企業がありますが、既に進出している企業から受ける市の受益状況はどのようなになっているか教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず、直接の収入としては法人市民税、固定資産税、上下水道料金、屋外広告物手数料等が上げられます。さらに、従業員が市民であれば、個人の市民税などの収入があります。また、企業によってはイベント等の開催による地元との交流や地域貢献、ふるさと納税の返礼品としての活用などが上げられるところでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 様々な受益があるような感じはいたします。

次に、事業の戦略と戦術、事業推進の戦略と戦術についてお聞きをしていきたいと思えます。

私は事業の戦略と戦術は別であると考えています。戦略につきましては、決定権を持っている人がどのような方向へ進むのかを決定権者が決めることであります。その決定権者の戦略に基づいて進めていく方法が、戦術的アプローチだと考えています。このことから考えると、決定権者が戦略を持っていなければなりません。

そこで市長、または副市長にお尋ねをいたします。企業誘致について、市の戦略はどういうものがあるのですか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 私のほうから、市の戦略と申しますか、現状等についても話をさせていただきたいというふうに思っております。

現在、朝倉市は企業誘致をできるようなまとまった土地を有しておりません。従来は市で工業団地等を造成できておりましたけれども、現在の法制度の下では、企業進出が未決定の場合は工業用地を造成できなくなっております。

次に、福岡県が工業誘致を造成することは、進出企業が未定でも可能なんですけれども、工業団地内の道路や水路などのインフラ整備、そういった費用が市の負担となることになります。

また、区画が売れ残った場合、そういったときに対しましても、市が買い取るなどの対応をしなければなりません。

計画から工事完了まで時間がかかること、先ほど申しました費用の面から見ても慎重にならざるを得ないというのが現状でございます。

いずれにしても、企業誘致は経済効果や雇用、移住定住など効果が大きいことから、企業進出の情報を取りこぼさないこと、企業のニーズに対応できること、信頼してもらえることなど、取組を継続、強化していくべきだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今、戦略をお話をいただきましたが、戦略的には、今、話された工業団地内外の道路や水路などのインフラ整備費用は市の負担となる、また、工業団地は

計画から完成までかなりの期間が必要となる課題があるということであると思いますが、企業誘致を推進するためには、あらかじめ候補となる土地を先行取得する必要もあるかと思っています。そういうことを進めていくのに、現在の兼務の職員で進めていくのは誰が見ても不可能なことだと考えます。

過去に存在した開発公社がなぜ解散になったのか、その経緯をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 開発公社が解散した経緯ということで、開発公社が解散した当時に担当しておりました部署が、現在、企画振興部でございますので、私のほうから経緯についてお話をさせていただきます。

まず、開発公社の役割としましては、市からの先行取得依頼に基づきまして、迅速かつ柔軟に事業に必要な用地取得を行うことが上げられます。土地の価格が上がり続けた時代にありましては、公共用地の拡大の推進に関する法律という法律に基づきまして、競争が激しくなる前に工業団地や公園用地、公共施設用地、公営住宅用地などを先行して取得ができるというメリットがございました。また、土地の売手にとりましては、売買代金について一定の譲渡所得税の免除が受けられるというメリットがありまして、双方のメリットを生かすことができておりました。

しかしながら、バブルというのがはじけた後は先行取得の意味合いが薄れまして、本市においても、平成21年度以降は先行取得そのものを行っておりませんで、また、事業計画の予定もございませんでしたので、平成27年3月に解散手続に着手をしまして、平成28年2月に清算終了を行っております。

なお、本計画を含めまして、開発公社の解散につきましては、平成27年6月の議会で議案として上程をさせていただいて、議決をいただいたところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） この開発公社のメリット、デメリットがあったら教えてください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） メリットにつきましては、先ほども少し触れましたが、土地の価格が上がり続けていた時代にありましては、不動産、特に土地を取得するのは競争が厳しい状況でございましたので、どうしても手続に時間がかかる自治体が不利であったということでございます。

開発公社の場合は、自治体からの依頼によって公共用地、もしくは工業団地として有用な土地を先行取得できますし、また、売主にとっても一定額の譲渡所得税の免除が受けられるというプラス材料を持っておりました。

一方、デメリットについてでございますけれども、景気動向が悪化をしまして、不動産価格の下落傾向が続くようになりますと、企業にとっても不動産そのものの取得意欲とい

うものがなくなっていくしますので、工業団地のような大型事業は必要とされなくなる状況となります。

各自治体の開発公社にありましても、売れ残った土地が問題となるとともに、開発公社を維持するための人件費等の問題が生じますので、それらがデメリットと言えるというところがございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） メリットである企業進出に即対応できる開発公社ですが、仮に開発公社が再度立ち上げることが困難であるということであれば、その機能を持った職員を確保して企業誘致推進室といったものをつくった上で、積極的な企業誘致を行うべきではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 私のほうからお答えさせていただきます。

合併後、先ほど申し上げましたように31社の企業誘致ができておりまして、現行の体制で一定の成果を上げているというふうに考えております。そのため現時点では、そのような企業誘致を専門に行う推進室の設置は考えには至っておりません。

今後とも、他自治体の体制等につきましては情報収集しながら、現行体制の充実も含めて調査研究をしていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 先ほど、一定の成果が上がっていると言われましたが、平成27年までは開発公社があったわけですから、そのことは職員の皆さんたちも理解をしておいていただきたいと思います。このことは大変重要なことだと考えているので、調査結果を再度確認させていただきたいと思います。

次に、サテライトオフィスという企業誘致の手法もありますが、サテライトオフィスの概要とメリット、デメリットについて教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、サテライトオフィスの概要についてでございます。

これは、企業の拠点から衛星のように設置するオフィスのことで、支社・支店とも異なり、営業活動上の制約を受けずにどこにでも設置することができるものでございます。働き方改革やコロナ禍によってテレワークが普及したことを背景に、企業としましては、従業員の移動コストの削減や地方にいる人材の確保、災害リスクの軽減などのメリットがございます。

このサテライトオフィス設置による市のメリットといたしましては、雇用の創出と地域活性化が上げられます。また、賃借料収入のほか、公共施設の有効利用についてもメリットとして上げられます。

次に、デメリットとしましては、税金等の収入については企業誘致ほどの大きな効果は見込むことができないこと、市が施設を用意するとすれば、施設の改修工事と維持管理が必要であることなどが考えられます。また、事業開始後にトラブル等が生じないように、入居される企業の事業内容を慎重に見極める必要もございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） メリットである公共施設の有効利用をという言葉が今ありましたが、この公共施設の有効利用も含めて、サテライトオフィスを新しい企業誘致の手法とすることについては、市は今後、調査研究を進めてもらいたいと要望をいたします。回答は要りません。

次に、誘致事業の戦術についてお尋ねいたします。

まずは、企業誘致用地等登録制度を設けることができないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 企業誘致用地等登録制度でございます。これは市内の未利用の用地、工場、倉庫、事務所及び店舗等の登録により、進出意向のある企業に対し企業用地として情報を提供する制度でございます。

朝倉市では、登録制度までには至りませんが、現在も情報の収集と管理を行い、企業と物件のマッチングを行っております。今後は現行体制と併せまして、制度設置に向けて具体的に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしく願いをしたいと思います。

次に、企業進出に伴う優遇措置は十分に行われているか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 市では企業立地促進条例というものを制定しておりまして、進出企業の状況などにより、固定資産税の減免措置を行っております。原則3年間、固定資産税を全額減免し、さらに新設の場合は全雇用者数の3割の市民の雇用の条件などにより、3年経過後、2年間は固定資産税を半額減免する優遇措置を設けておるところでございます。この朝倉市の優遇措置は進出企業からも好評であると伺っているところでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、企業向けの誘致説明会の開催はできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 企業向けの誘致説明会ということでございます。不特定多数の企業向けの誘致説明会ということで捉えさせていただきますと、今のところ予定は

しておりませんが、市では、現在、主にホームページや県企業立地課、また県の東京、大阪、名古屋各事務所を通じまして、進出を希望する企業の情報収集を行っているところでございます。

取得した情報などを基に、進出を希望する企業の事業内容や条件等を聞きながら、個別に対応しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 不特定多数ではない方法も視野に入れて検討をお願いしたいと思います。

次に、設備投資費用等に対する奨励金、報奨金はあるのかお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 設備投資費用等に対する奨励金、報奨金制度でございますが、これにつきましては現在ありませんが、先ほどお答えをいたしました企業立地促進条例において、既に進出している企業が業務用施設等を増設した場合、増設部分につきましては、新設と同様に原則3年間、固定資産税を全額減免し、さらに増設の場合は、全雇用者数の2割の市民の雇用といった条件などにより、3年経過後、2年間は固定資産税を半額減免する優遇措置を設けているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、企業誘致の効果についてお尋ねいたします。

企業を誘致することで、朝倉市にとってどのような効果があるのかをお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 企業誘致の効果につきましては、企業が朝倉市に進出することにより様々な効果が得られるというふうに考えております。

まず、市内で雇用が創出されます。先ほどの優遇措置は、大企業の新設であれば10人以上の市民を雇用することという条件を付しておりますことから、多くの企業がこの優遇措置を受けることで雇用が創出されまして、人口の維持増加につながるものと考えられます。

次に、経済効果でございます。進出企業が納める法人住民税や固定資産税だけでなく、勤務する人が納める個人住民税により市の税収の増加が期待できます。これは市の財政に寄与することではありますが、それだけではなく、市内在住者に限らず、勤務する人が勤務時や退勤後に市内で買物をしたり、飲食店で食事をすることで市内の店舗でお金消費されるものと思われれます。

また、企業によっては、工場見学や花の植栽等により、独自に観光事業のような地域貢献活動もしておられます。これらにより地域経済が活性化するものと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今、お話をいただきましたように、大変大きな効果があることが理解できます。

関連して、企業誘致のメリット、デメリットについてですが、メリットについては今お答えがあったので、デメリットについてはどのようなことが考えられるかお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） デメリットということではありませんが、留意すべき点といたしましては、進出する企業の規模や形態にもよりますが、一般的には、企業活動に伴う音や交通量、そして地下水などが上げられます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。デメリットについては、私が3月と6月での一般質問で、いろんな地域環境問題や災害、事故、風評被害等の質問をさせていただきました。

企業誘致には様々な課題があり、それに対する対策も必要と考えますが、メリット、デメリットを十分に調査していただきたいと考えております。

市は今後、企業誘致をどのように推進していくのか、再度明確にお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 冒頭で副市長が申し上げたところと重複するかもしれませんが、改めまして、企業誘致推進は地元経済や雇用、人口、税収等のプラス効果が大きいことから、朝倉市の地理的な優位性を発信するとともに、企業進出の情報を取りこぼさず、うまく捉えるようこれからも重要な課題と認識して、積極的に取り組んでいくところでございます。

コロナ禍以降、企業の働きが非常に活発になってきております。朝倉市内におきましても、ここ数年、数百億円規模の投資が行われております。これからも着実に企業誘致を推進していくところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

最後に、企業誘致事業についていろいろお伺いをいたしました。雇用、人口、税収等のプラス効果が大きく、地元経済の活性化はもちろん、何十年も雇用や税収が見込まれる誘致事業は、専門のスタッフが必要な専門の部署がないと成功しないと私は分析をしております。専門のスタッフと専門の部署が必ず必要だと分析をしております。

現在、朝倉市には開発公社がない以上、その役目を担う部署が必要だと考えます。戦略と戦術をさらに高めて、朝倉市の将来のため取り組んでいただきたいと切に要望をいたします。

以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。午後 2 時10分に再開いたします。

午後 1 時55分休憩